

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-40)

施策名	目標9-2 環境アセスメント制度の適切な運用と改善					
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。					
達成すべき目標	環境影響評価法に係る技術手法の向上を図りながら、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供するなど、環境保全上の適切な配慮を確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	210	386	1,038	1,204
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰り越し等(c)	0	0	▲ 288	
		合計(a+b+c)	210	386	750	
執行額(百万円)	167	348	473			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(途中から法に基づく手続に乗り換えたものの内数)[件]	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
			179(50)	188(50)	196(50)	203(50)	308(123)	
	年度ごとの目標値							
	環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数(回)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度	
		120	125	129	134	154		
年度ごとの目標値								

施策に関する評価結果	目標の達成状況	環境影響評価法施行令の改正により、平成24年10月から風力発電所が環境影響評価法の対象となった。これに伴い、風力発電所における環境影響評価手続の先行実施等を行った。 また、環境影響評価制度の普及・啓発や環境影響評価の知見・技術の向上を図るため、平成10年度よりウェブページにおいて、手続状況や環境アセスメントに関する情報を提供している。
	目標期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	○環境影響評価法の改正等を受けて、計画段階配慮手続が導入され、本手続の望ましいあり方について「計画段階配慮技術手法に関する検討会」を開催し、法改正により追加される配慮書手続等の実施方法等について提言を受けた。 ○環境影響評価法に基づく環境大臣意見の形成における透明性及び技術的水準の確保を図るため、環境影響審査助言委員会の検討・助言を受けて選定した個別事業助言委員から助言を受けた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	法に基づく案件数 http://www.env.go.jp/policy/assess/3-3statistic/index.html
---------------------------	---

担当部局名	総合環境政策局環境影響評価課	作成責任者名	上杉 哲郎	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	----------------	--------	-------	----------	---------